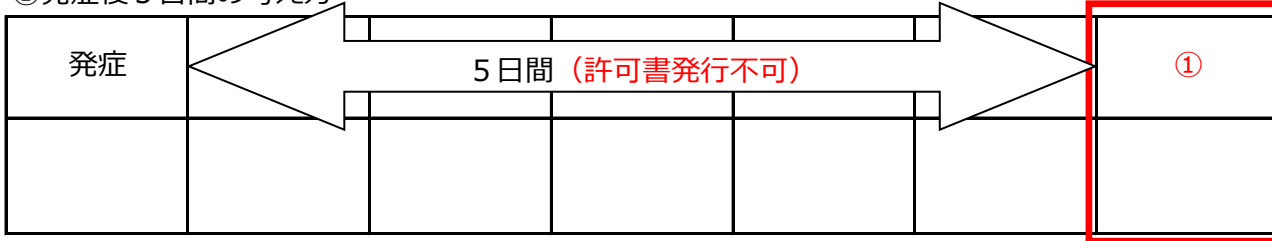


インフルエンザ罹患時の出席停止について（園児） 名前： _____（ _____ ）

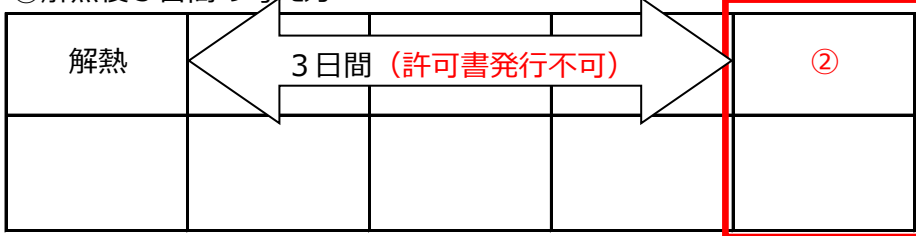
インフルエンザと診断された場合の出席停止の期間は法律で次のように定められています。

- ①発熱した日の翌日から5日間を過ぎていること
- ②解熱した日の翌日から3日間を過ぎていること
- ③登園許可書の発行は の日付（①②）の遅い方から発行可能となります。

①発症後5日間の考え方



②解熱後3日間の考え方



①と②の日付を両方満たしていないと許可書を発行することが出来ません。
また、前日に発行することが出来ません。
必ずご確認ください。

※許可書を発行するのに手数料として100円がかかります。
許可書発行希望の方は日付を記入し本紙を持参してください。